

(別紙1)

**G7三重・伊勢志摩交通大臣会合国際理解・国際交流事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間(予定)にわたり、三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議です。

本会合が三重県志摩市で開催されることを契機として、会合参加国について学ぶ機会を設け、次世代を担う子どもたちが国際理解・国際交流を深めること、国際的な視野や感覚を身に付けるきっかけとなること、また、大臣会合開催時期の一過性に終わることなく、大臣会合開催後も継続的に国際理解・国際交流が根付くようになることを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

国際理解・国際交流のためのプログラムの構築、外国人講師の研修・指導等に関する高度な専門知識・技術が必要であり、また、国際理解・国際交流のためのプログラムの構築には、多種の方法が考えられるため、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施します。

3 委託業務の内容(詳細は、別紙「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合国際理解・国際交流事業業務委託仕様書」のとおり)

- (1) 委託業務名 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合国際理解・国際交流事業業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年8月31日までとする。
- (3) 成果品 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部
委託業務において生じた成果物 各1部
写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
必要があれば実施内容の説明資料 1部

4 契約上限額 4,372,068円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。なお、(1)及び(2)の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(3)から(5)までの条件については、最優秀提案者決定後、「11 最優秀提案者に提出を求める書類」により確認します。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書・・・・・・・・・・ 1部
※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第2号様式）
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正本1部、写し7部）
企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～④の内容を簡潔に示すこと。また企画提案書は、両面印刷の上、長辺を綴じて作成すること。
なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - ①委託業務内容
 - ・全体スケジュール
 - ・出前授業の内容
 - ・出前授業の実施方法と形式の工夫
 - ・パネルデータの内容
 - ・資料の内容
 - ②本委託業務と類似業務の受託実績とその成果
 - ③業務の実施体制
 - ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
 - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - ④その他の提案
 - ・その他、アピールポイントについて。
 - ・その他、契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。
- (3) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正本1部、写し7部）
税抜きで作成してください。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書
令和5年1月20日（金） 17時まで（必着）
電子メール可。郵送の場合は必着のこと。
参加資格の有無を令和5年1月23日（月） 17時までに回答します。
- (2) 企画提案書
令和5年1月31日（火） 17時まで（必着）
郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。電子メール、FAXによる提出は不可。
- (3) 経費見積書
令和5年1月31日（火） 17時まで（必着）
郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。電子メール、FAXによる提出は不可。
- (4) 上記（1）～（3）の提出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）
G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「企画提案コンペ選定委員会」が次に示す選定要領に基づき審査し、最優秀提案を選定します。

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 企画性

事業の目的を的確に理解し、目的達成のための手法及び内容が具体的に示されているか。

(2) 専門性

事業の企画・運営に関する専門的なノウハウや優位性等が、具体的に示されているか。

(3) 独創性

独創的な工夫があるか。

(4) 計画性

事業の実施体制、スケジュールや工程管理は適切に計画されているか。

(5) 即応性

推進協議会からの指示に対し、迅速で柔軟な対応が可能か。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時 令和5年2月3日(金) 10時から

(2) 場所 プレゼンテーションについては、Zoomを活用しオンラインで行います。

説明者は各社3名以内とします。

※提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5社程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

(1) 契約実績証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(その3未納税額のない証明用)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。(その3の2)または(その3の3)でも可。)

(3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

(4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、期限までに上記(2)及び(3)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」

12 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

(1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。

- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を越えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和5年1月19日(木)10時まで(必着)
- (2) 質問の方法
質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出
※質問申請書を送信したときは、必ず「19連絡先」まで電話にて着信の確認をしてください。
- (3) 質問に対する回答
令和5年1月20日(金)13時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。
なお、質問申請書の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には、質問内容に対する回答ページをご確認ください。

14 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (5) 契約は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局において行います。

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

支払い時期は業務完了後になります。詳細は契約条項の定めるところによります。

17 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権はG7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（担当：岸本、来田）

TEL：059-224-2638 FAX：059-224-3024 E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp